

副本

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 国ほか1名

被告国第3準備書面

令和7年3月18日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

被告国指定代理人

西脇伸 代

酒井悠至 代

奥野彰久 代

河野大樹 代

岸野友子 代

前田真一 代

佐竹信哉 代

柴田広輝 代

大塚英司 代

倉田智之 代

秋場秀史 代

- 奥 田 和 史 代
- 井 上 靖 雄 代
- 小 倉 淳 代
- 田 口 武 代
- 倉 田 崇 嗣 代
- 小 濱 剛 大 代
- 得 能 博 道 代
- 木 内 明 徳 代
- 坂 口 雅 俊 代
- 馬 場 拓 磨 代
- 佐 藤 美 鈴 代
- 齋 藤 由 佳 代
- 菅 原 大 義 代
- 小 野 慎 介 代
- 八 木 和 美 代
- 川 添 裕 之 代

(目次)

第1 本件条例8条1項1号の「法令等」の解釈等に関する原告の主張には、理由がないこと	4
1 原告の主張	4
2 被告国の主張	4
第2 自衛隊法97条1項及び同法施行令120条が本件条例8条1項1号に規定する「法令等」に該当しない旨の原告の主張には理由がないこと	5
1 「必要な報告又は資料の提出」(自衛隊法施行令120条)は、募集事務の処理状況に関する調査及び確認のために行うべきである旨の原告の主張は理由がないこと	5
2 自衛隊法97条1項の「募集に関する事務」及び同法施行令120条の「募集」の意義について、訓令上の「募集業務」の定義と同じであるとする原告の主張は理由がないこと	7
3 施行令120条の「報告又は資料の提出」に個人4情報が記載された資料の提出が含まれると解することが、自衛隊法97条1項の授権の範囲を超える旨の原告の主張は理由がないこと	8
4 奈良地本は、本件募集対象者に係る個人4情報のうち、生年月日及び性別に係る情報を取得する必要はないとして、少なくともこれらの情報の提供・受領に関しては違憲・違法である旨の原告の主張は理由がないこと	15
5 まとめ	16
第3 1月14日付け求釈明申立書による原告の求釈明に対する回答	16
1 原告による求釈明の目的	16
2 奈良地本の職員の氏名等について	17
3 本件名簿の提供準備が完了した旨の通知方法について	17
4 本件受領行為がされた場所について	17

被告国は、本準備書面において、2024年（令和6年）12月9日付け原告の第5準備書面（以下「原告第5準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で反論するとともに（後記第1及び第2）、2025年（令和7年）1月14日付け原告の求釈明書（以下「1月14日付け求釈明申立書」という。）の各求釈明事項につき、必要と認める限度で回答する（後記第3）。

なお、略語等は、本書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 本件条例8条1項1号の「法令等」の解釈等に関する原告の主張には、理由がないこと

1 原告の主張

原告は、本人の同意なく個人4情報を第三者に提供することは憲法13条が保障する基本的人権の制約に当たるから、「法令等の定めがあるとき」（本件条例8条1項1号）の解釈に当たっては限定的な解釈が求められる旨述べた上で、その解釈に当たっては、個人情報の目的外利用について行政機関等が行う場合と個人情報取扱事業者が行う場合とで基本的人権の制約の程度に違いはないから個人情報取扱事業者による個人情報の利用について規律する個人情報保護法18条を参照すべきである旨主張し、「法令等に定めがあるとき」の「法令」に該当するのは、①関係機関への個人情報の提供を認める立法趣旨が明らかであること及び②保護されるべき利益が明確で、提供される範囲も合理的なものに限って行われることという要件を満たすような法令に限られる旨主張する（原告第5準備書面1・3ないし7ページ）。

2 被告国の主張

この点に関する被告国の反論は、令和7年3月18日付け被告奈良市第3準備書面（以下「被告奈良市第3準備書面」という。）第1の2（2ないし6ページ）のとおりであるから、これを援用する。

第2 自衛隊法97条1項及び同法施行令120条が本件条例8条1項1号に規定する「法令等」に該当しない旨の原告の主張には理由がないこと

1 「必要な報告又は資料の提出」(自衛隊法施行令120条)は、募集事務の処理状況に関する調査及び確認のために行うべきである旨の原告の主張は理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、自衛隊法施行令(以下、単に「施行令」という場合がある。)120条により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、法定受託事務とされており(施行令162条)、関与最小限度の原則(地方自治法245条の3第1項)が適用されるから、施行令120条に基づき「必要な報告又は資料の提出を求める」ことも必要最小限度にとどめなければならない、その範囲は、地方自治法245条の4の規定と同様に、防衛大臣が都道府県知事又は市町村長による自衛隊員の募集事務の処理の状況について調査・確認をするために行うものに限られると解すべきである旨主張する(原告第5準備書面2(1)アないしウ・7及び8ページ)。

(2) 被告国の主張

ア しかし、地方自治法245条の3第1項は、地方公共団体の事務への国の関与を法律又は政令で設ける場合の「基本原則、今後の立法の指針に関する規定であり、(丙第5号証1139ページ)、同項から直ちに自衛隊法や同法施行令の具体的な規定に関する解釈が導かれるものではない。

施行令120条により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法2条9項1号に規定する第一号法定受託事務であるところ(施行令162条)、同事務は、「法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるも

の」(地方自治法2条9項1号)である。そして、自衛官等の募集事務の一部について、第一号法定受託事務とされた趣旨は、自衛官等の募集は、国が本来果たすべき役割である一方で、自衛官等の募集が、広範囲に居住する多数の者を対象に行うものであることから、地域社会と密接なつながりを持ち、住民情報にも通じている地方自治体と連携し、地方公共団体が保有する住民情報を利用することが効率的かつ合理的であるという点にあると解される(丙第2号証164ページ参照)。

そうすると、防衛大臣が、自衛隊法97条1項の委任を受けた施行令120条に基づいて、自衛官等の募集のための必要最低限の情報である個人4情報に絞って、資料の提出を求めることは、地方自治法245条の3第1項の趣旨に反するものではない。

イ また、原告は、前記(1)のとおり、地方自治法245条の4第1項が、各大臣等が普通地方公共団体に対して提出を求めることができる資料について、「(引用者注：技術的な)助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため」に必要な資料としていることを根拠に、防衛大臣が施行令120条に基づき市町村長に求めることができる資料も、市町村長における自衛隊員の募集事務の処理状況について防衛大臣が調査・確認をするために行うものに限られると解すべきである旨主張する(原告第5準備書面2(1)ア、ウ・7及び8ページ)。

しかし、本来、地方自治法245条の4第1項がなくとも、個々の法律に根拠規定があれば、国の行政機関等が地方公共団体に対して資料の提出の要求を行うことができるのであり、同項は、個々の法律に資料の提出の要求の根拠規定がない場合であっても、各大臣等が地方公共団体に対して資料の提出の要求を行うことができる場合があることとその要件を定めたものにすぎない(丙第5号証1149ページ)。

そうすると、施行令120条に基づいて提出を要求できる資料の範囲については、自衛隊法97条及び同法施行令120条の趣旨に照らして判断すべきであり、地方自治法245条の4第1項の要件に限定すべきとは解されない。

ウ なお、原告は、「口誦防衛法」(甲第28号証)の記載を引用して、施行令120条に基づいて提出を要求できる資料の範囲が限定されるべきである旨主張する(原告第5準備書面2(1)イ・7及び8ページ)。

しかし、上記文献には、都道府県知事及び市町村長に委託するのが効率的となる募集に関する事務を例示し、これらの事務がスムーズに遂行されるための報告や資料の提供の方法について例示する記載はあるものの、これら以外には資料の提供を求めることができないと解すべきであるという趣旨の記載はなく、上記文献の記載をもって、施行令120条を原告の主張するように限定的に解釈すべき根拠とすることはできない。

エ 以上のとおり、原告の前記(1)の主張は理由がない。

2 自衛隊法97条1項の「募集に関する事務」及び同法施行令120条の「募集」の意義について、訓令上の「募集業務」の定義と同じであるとする原告の主張は理由がないこと

(1) 原告の主張

被告国は、被告国第1準備書面第5の2(2)イ(17及び18ページ)において、施行令120条は、「募集に関し必要があると認めるとき」に「必要な報告又は資料の提出」を求めることができるとされているのみで、対象となる「募集」事務の範囲を限定する規定は存在しない旨主張した。

これに対し、原告は、昭和30年12月28日付け防衛庁長官(当時)発出の「2等陸士、2等海士及び2等陸士たる自衛官の募集及び採用に関する訓令(昭和30年12月28日防衛庁訓令第80号)」(以下「昭和30年第80号訓令」という。甲第29号証)2条(1)が「募集業務」とは、募集に

関する計画及び広報、志願受付、並びに試験を行うことをいう。」と定めていることから、自衛隊法97条及び施行令120条にいう「募集に関する事務」や「募集」も、同訓令2条(1)の「募集業務」と同様に解されるべきである旨主張する(原告第5準備書面2(1)オ・9ページ)。

(2) 被告国の主張

しかし、自衛隊法97条1項及び施行令120条と昭和30年第80号訓令2条(1)とでは、前者が「募集に関する事務」、「募集」とそれぞれ規定するのに対し、後者は「募集業務」と規定するものであり、そもそも、規定の文言上、同一ではなく、両者が同一の内容を指すものとはいえない。この点をおくとしても、訓令は、上級行政機関がその有する指揮監督権に基づいて下級行政機関やその部下の職員に対して命令又は示達をするために発するもので、法規命令ではないのに対し(国家行政組織法14条2項、丙第6号証231及び232ページ参照)、政令は、法律の委任を受けて定められた法規命令であるから(憲法73条6号、内閣法11条、同号証226ないし229ページ参照)、昭和30年第80号訓令において「募集業務」の定義がされているとしても、自衛隊法97条の「募集に関する事務」や同法施行令120条の「募集」の意義を同訓令における「募集業務」と同義と解すべき理由にはならない。

防衛大臣が、市町村長に対して、施行令120条に基づいて「募集に関し必要があると認めるとき」に提出を求めることができる「資料」の範囲については、自衛隊法97条1項及びこれに委任を受けた同法施行令120条の合理的な解釈から導かれるものである。

よって、原告の前記(1)の主張は理由がない。

- 3 施行令120条の「報告又は資料の提出」に個人4情報が記載された資料の提出が含まれると解することが、自衛隊法97条1項の授權の範囲を超える旨の原告の主張は理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、最高裁平成25年1月11日第二小法廷判決・民集67巻1号1ページ（以下「最高裁平成25年判決」という。）が、「委任立法の適否を判断するについてはその規制の範囲や程度に応じた授權規定の明確性が重要となり得ることを明示的に述べた。また、その判断においては、立法過程における議論も斟酌することに言及している」とした上で、①自衛隊法97条1項は、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務を行う。」と規定するだけで、事務の内容について具体的に規定しておらず、「同条項からの委任命令である施行令120条によってプライバシー権の保護対象となる個人4情報を提供しようとするのであれば、授權法である自衛隊法97条1項にその旨が明確に規定される必要があるが、同条項にはプライバシー権を制約するような内容は一切ない」、②自衛隊法が制定された1954年（昭和29年）当時は、住基法の制定前であり、個人4情報の提供に関する議論はされていなかったし、2006年（平成18年）の住基法改正によって住民基本台帳が原則非公開となった際も自衛隊法97条1項は改正されていないから、同項は、制定当初から、プライバシー権を制約することなど一切想定していなかった、③プライバシー権制約に一切触れていない自衛隊法97条1項をもって住基法の例外規定と位置づけることは、個人情報保護の観点から平成18年の改正で個人4情報を原則非公開とした住基法に反する旨主張して、施行令120条の「報告又は資料の提出」に個人4情報が記載された資料の提出が含まれると解することは自衛隊法97条1項の授權の範囲を超える旨主張する（原告第5準備書面2(2)・10ないし13ページ）。

(2) 被告国の主張

ア 委任命令が授權規定による委任の範囲内といえるか否かについての考慮要素

最高裁平成25年判決は、薬事法施行規則の規定が、これを定める根拠となる薬事法の委任の範囲を逸脱したものでないというためには、立法過程における議論をも斟酌した上で、薬事法中の諸規定を見て、そこから郵便等販売を規制する内容の省令の制定を委任する授権の趣旨が上記規制の範囲や程度等に応じて明確に読み取れることを要する旨判示した上で、薬事法施行規則の一部の規定が、一般用医薬品のうち第一類医薬品及び第二類医薬品につき、店舗販売業者による店舗以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による販売又は授与を一律に禁止することとなる限度において、薬事法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効となる旨判示した。

この点、同判決に係る調査官解説（岡田幸人・最高裁判所判例解説〔民事篇〕平成25年度1ページ）においても、「最高裁が委任立法の適否を判断するについてはその規制の範囲や程度に応じた授権決定の明確性が重要となり得ることを明示的に述べた」と解説されているものの、他方で、従来の判例法理は、委任命令が授権規定による委任の範囲内といえるか否かについての考慮要素として、①授権規定の文理、②授権規定が下位法令に委任した趣旨、③授権法の趣旨、目的及び仕組みとの整合性、④委任命令によって制限される権利ないし利益の性質等を挙げているとされた上、「本判決も、基本的に従来の判断枠組みに沿って以上の諸点（引用者注：上記①ないし④の要素に加えて行政手続の経緯）を総合的に考慮した結果として、本件各規定が一般用医薬品のうち第一類医薬品及び第二類医薬品につき、店舗販売業者による郵便等販売を一律に禁止することとなる限度において、新薬事法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であるとの判断をしたものと推察される。」（同31ページ）と解説されており、「委任命令の法適法性を検討するに当たって授権規定が明確であるべきことを一般的に法理として示したものであるとまではいえない」（同37

ページ（注23）とされている。

そうすると、立法過程における議論や授権規定の明確性については、飽くまでも、委任命令が授権規定による委任の範囲内といえるかを判断する際の考慮要素の一つとなり得るにとどまり、また、明確性が考慮要素となるとしても、委任命令によって制約されるべき権利利益の性質やこれに対する制約の範囲及び程度により必要とされる授権規定の明確性の程度が左右され得るものと解される（同37ページ（注23））。

イ 自衛隊法97条1項の趣旨等に照らし、同法施行令120条の「報告又は資料の提出」に個人4情報が記載された資料の提出が含まれると解することは自衛隊法97条1項の授権の範囲を超えるものではないこと

(ア) 自衛隊法97条1項は、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務」のうち、都道府県知事及び市町村長がいかなる事務を行うかについて政令に委ねているところ、自衛官等の募集に当たっては、募集対象者となり得るかどうかの調査が不可欠であるから、個人情報取得に関する事務も「募集に関する事務の一部」に含まれると解するのが文言上も自然な解釈であるし、授権規定の趣旨が不明確とはいえない。

(イ) また、被告国第1準備書面第5の2(2)ウ(ウ)（19及び20ページ）のとおり、自衛隊法97条1項の趣旨が、住民に関する情報に通じている地方公共団体に自衛官等の募集事務の一部を行わせることによって、よりの確な住民情報等に基づいて効率的に募集事務を行う点にあることからすると、施行令120条の「報告又は資料の提出」に、個人情報の記載された資料の提出を受けることが含まれると解することは、自衛隊法97条1項の趣旨や目的等に沿う。

(ウ) さらに、自衛隊法97条1項が、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務」のうち、都道府県知事及び市町村長がいかなる事務を行うかについて政令に委ねた趣旨は、自衛官等の募集に当たって地方公共団体

にいかなる事務を負担させ、又は地方公共団体からいかなる住民情報を得れば、「募集に関する事務」を的確かつ効率的に行うことができるかについては、募集に関する事務の実情に通じた行政機関（防衛大臣）に委ねるのが相当であるという点にあると解される。

- (エ) 加えて、被告国第1準備書面第5の2(2)ウ(ウ)（19及び20ページ）のとおり、原告が問題とする個人4情報は、「人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり」、「個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない」（最高裁平成20年3月6日第一小法廷判決・民集62巻3号665ページ参照）ものであり、委任命令によって制約される権利ないし利益が大きいものではない。

なお、原告は、SNSが高度に発達・普及したり、性的マイノリティの人権問題が周知されるなどしている現代においては、上記最高裁平成20年3月6日判決の上記判示は妥当しない旨主張するが（原告第5準備書面2(2)キ・13ページ）、原告が主張する事情を踏まえても、個人4情報が「人が社会生活を営む上で一定の範囲の他者には当然開示されることが予定されている個人識別情報であり」、「個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない」との判示は、現在においても妥当するから、原告の上記主張は理由がない。

- (オ) 以上からすると、自衛隊法施行令120条の「報告又は資料の提出」に個人4情報の記載された資料の提出が含まれると解することが、自衛隊法97条1項の授權の範囲を超えるものとはいえない。

- ウ 自衛隊法が制定されたときに個人4情報に関する議論がされていないことを理由に、施行令120条の「資料の提出」に個人4情報が書かれた資料の提出が含まれると解するのが授權の範囲を超えるとする原告の主張は理由がないこと

自衛隊法（昭和29年法律第165号）の制定は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の制定前であるところ、同法の前身とされる住民登録法（昭和26年法律第218号。住民基本台帳法附則2条により現在は廃止）10条1項には、「何人でも、住民票の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。」と規定されていた（丙第7号証）。

このように、自衛隊法97条1項が制定された当時は、住民登録法により、「何人でも、住民票の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を請求することができる」たものであり、個人4情報の提供につき制約がなかったのであるから、自衛隊法97条1項の立法過程に当たり、個人4情報の提供に伴う権利ないし利益の制約に係る議論がされていなかったにすぎない。

そうすると、こうした議論がされていなかったとしても、そのことは、施行令120条の「報告又は資料の提出」に個人4情報の記載された資料の提出が含まれると解することが自衛隊法97条1項の授權の範囲を超えるものではないという結論に影響するものではないから、この点の原告の主張は理由がない。

エ 個人4情報を原則非公開とした住基法の趣旨に反することを根拠に、施行令120条の「資料の提出」に個人4情報が記載された資料の提出が含まれると解するのが授權の範囲を超えるとする原告の主張は理由がないこと

(7) 原告の主張

原告は、平成18年法律第74号により住基法が改正され、住民基本台帳が原則非公開となり、例外的に、住基法11条1項で、国又は地方公共団体の機関が、法令で定める事務の遂行のために必要である場合に「閲覧」が認められるにすぎず、住基法12条の2でも、国又は地方公共団体の請求による住民票の写しの交付を認めているものの、募集対象者の個人4情報をまとめて提供することを可能にする規定は存在しない

ことを指摘し、プライバシー権制約に一切触れていない自衛隊法97条1項をもって、住基法の例外規定として、個人4情報の提供が許容されると解することは、住基法改正の趣旨に反するとして、施行令120条の「資料の提出」に個人4情報が記載された資料の提出が含まれると解するのが授權の範囲を超える旨主張する（原告第5準備書面2(2)エ・11ページ）。

(4) 原告の主張は理由がないこと

平成18年法律第74号による住基法改正の趣旨は、業者等がダイレクトメール等の営業活動のために大量に住民基本台帳の一部の写しを閲覧していること等が問題と考えられるようになったために、閲覧できる主体や要件について、国又は地方公共団体の機関による法令の定める事務の遂行のために必要である場合等に限定したものであり（丙第8号証144ないし147ページ）、防衛大臣が、自衛隊法97条1項及び同法施行令120条に基づき、住民基本台帳のうち個人4情報を取得することは、閲覧対象者を限定した住基法の前記改正の趣旨に反するものではない。また、改正後の住基法は、12条の2第1項において「国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写し（中略）又は住民票記載事項証明書（中略）の交付を請求することができる」としており、国又は地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る住民票の写しを請求できることになっているから、住基法の規定上、閲覧以外の方法での個人4情報の入手が一切許容されていないものではない。

そうすると、施行令120条の「報告又は資料の提出」に個人4情報の記載された資料の提出が含まれると解することは、住基法の趣旨に反

することはないから、自衛隊法97条1項の授權の範囲を超えるものではなく、原告の前記(7)の主張は理由がない。

(3) 小括

以上のとおり、施行令120条の「報告又は資料の提出」に個人4情報の記載された資料の提出が含まれると解することが自衛隊法97条1項の授權の範囲を超える旨の原告の前記(1)の主張は理由がない。

- 4 奈良地本は、本件募集対象者に係る個人4情報のうち、生年月日及び性別に係る情報を取得する必要はないとして、少なくともこれらの情報の提供・受領に関しては違憲・違法である旨の原告の主張は理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、募集案内はがきの宛名に使用されたラベルシールには住所と氏名のみ記載されているのであるから、募集業務には出生の年月日や男女の別の情報は不要であるとし、「プライバシー権という基本的人権を制約するにあたって（中略）奈良地本による募集業務という目的のために全く必要のない募集対象者の出生の年月日や男女の別の情報を提供することは明らかに比例原則に反する」として、「少なくとも募集対象者の出生の年月日や男女の別の情報を被告奈良市が提供して被告国が受領したことは違憲・違法である」と主張する（原告第5準備書面3(1)・14ページ）。

(2) 被告の主張

しかし、自衛官等の募集に当たって、生年月日については、例えば、原則として、一般曹候補生や自衛官候補生は18歳以上33歳未満の者、一般幹部候補生（大卒程度試験）は22歳以上26歳未満の者が募集対象年齢となっているように、募集種目ごとに募集対象年齢が異なっていることから、対象年齢に該当する者に対して募集案内はがきを送付するために必要な情報である。性別については、例えば、一般曹候補生、自衛官候補生及び一般幹部候補生（大卒程度試験）に係る各陸上自衛隊及び海上自衛隊について、性別

により採用人員に差が設けられているところ、募集対象者の人数が多い場合には、予算の関係上、全員に募集案内はがきを送付せず、応募の状況を見て、より募集が必要な性別の対象者に重点的にはがきを送付することも想定されるところである（丙第9号証）。このために、奈良地本としても、募集案内はがきの送付に当たり、あらかじめ、本件募集対象者のうち、募集要件に係る性別又は生年月日の該当性やそれら条件を満たす者の総数等を適切に把握する必要があり、そのためには、本件募集対象者の生年月日及び性別についても取得する必要があるものである。

そして、奈良地本は、個人情報保護法の趣旨等に鑑み、被告奈良市に対し、前記募集事務の目的のために必要最小限度である個人4情報（氏名、生年月日、性別、住所）の範囲で提供を求めるにとどめている。

したがって、奈良地本が、被告奈良市から、個人4情報のうち、生年月日及び性別に係る情報の提供を受けることが、比例原則に反して違憲・違法である旨の原告の主張は理由がない。

5 まとめ

以上によれば、自衛隊法97条1項及び同施行令120条が本件条例8条1項1号にいう「法令等」に該当しない旨の原告の主張は理由がない。

第3 1月14日付け求釈明申立書による原告の求釈明に対する回答

1 原告による求釈明の目的

原告は、本件受領行為に係る日付の特定について、被告国が「既に回答済みの「令和5年2月」という以上に具体的な受領日の特定は困難である。」（令和6年11月29日付け被告国第2準備書面（以下「被告国第2準備書面」という。）第2の1(2)（4ページ））と回答したことを踏まえ、再度求釈明を申し立てているところ、以下の求釈明は、本件受領行為に係る日付の特定のためにされているものと解される。

以上を踏まえ、被告国は、上記目的に必要と認められる限度で、以下のとおり回答する。

2 奈良地本の職員の氏名等について

(1) 求釈明事項

原告は、「奈良地本の職員の氏名及び所属している部署（部・課・係）」を明らかにするよう申し立てている。

(2) 被告国の回答

奈良地本奈良募集案内所の当時の職員である。

氏名については回答の要を認めない。

3 本件名簿の提供準備が完了した旨の通知方法について

(1) 求釈明事項

原告は、「本件名簿を事前に準備した旨を被告奈良市の職員から通知をされた日及びその方法」を明らかにするとともに、「書面あるいはメールで通知されたのであれば、当該書面あるいはメールの写しを提出されたい」と申し立てている。

(2) 被告国の回答

奈良地本の職員は、令和5年1月下旬頃から同年2月上旬頃までの間に、被告奈良市の職員から、本件名簿の提供の準備ができた旨の連絡を電話で受けた。

4 本件受領行為がされた場所について

(1) 求釈明事項

原告は、「(引用者注：奈良地本の職員が、)被告奈良市の職員より本件名簿を直接受領した場所」を明らかにするよう申し立てている。

(2) 被告国の回答

奈良市役所市民課の執務室内である。

以 上